

法律によって児童虐待防止法（H12）、障害者虐待防止法（H24）、高齢者虐待防止法（H18）が施行されました。また、自殺者の増加から自殺対策基本法（H18）が施行されています。

虐待や自殺者は全国的に増加し、串間市においても年々増加しています。その原因は心身の疲れやストレスと考えられ、だれにでも起こりうる身近な問題なのです。だれもが尊厳をもって安心して暮らせる社会にするために、地域ぐるみで支え合う取り組みが必要です。

児童虐待

保護者（現に児童を監護する者）が、その監護する児童（18歳に満たない者）の心身を傷つけ、健全な成長・発達を損なう行為を行い、禁止しています。「虐待」であるかどうかの判断は、親の認識とは関わりなく、あくまでも子どもの視点で「子ども自身が苦痛を感じているかどうか」で判断します。たとえ、親にとって「しつけ」であっても「子どもが苦痛を感じていれば」虐待となります。

虐待・自殺を防ぎましよう

〜1111のサイン

聞こえていますか？



虐待の種類として、身体的虐待、心理的虐待、育児放棄、性的虐待があります。

障がい者虐待

障害者虐待防止法では障がい者虐待を、養護者による虐待、福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待に分けて、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」と規定し、広く虐待行為を禁止しています。

虐待の種類として、身体的虐待、心理的虐待、放棄・放任、性的虐待、経済的虐待があります。

高齢者虐待

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を、養護者、養介護施設従事者などに分けて「高齢者が他者か

らの不適切な扱いにより権利利益を侵害されている状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれること」と規定されています。

高齢者虐待では、認知症の方の介護の疲れから虐待が発生することも多くあります。

虐待の種類として、身体的虐待、心理的虐待、放棄・放任、性的虐待、経済的虐待があります。

自殺

長引く不況による倒産やリストラ、ますます複雑化する社会と、その一方で希薄化している人間関係などを背景に自殺者が増え、平成25年は全国で約2万5千人、串間市では5名の方が亡くなるという深刻な状況にあります。

多くの自殺は、倒産や失業、多重債務や長時間労働、介護疲れやいじめなど、さまざまな要因が複雑に関係して「心理的に追い込まれた末の死」と言われています。

大きな問題が発生する前に

虐待や自殺は未然に防ぐことができます。周りに悩みを相談できること。悩んでいるサインに気づくことが安心・安全な地域づくりにとって大切です。次のサインに気づいた場合は、ぜひ、ご連絡ください。



次のサインに気づいたらご連絡をお願いします

- 1. 暴力を受けている、怒鳴られる、年金を取られるなどと訴えている
- 2. あざや傷があるのに理由を聞いてもはっきりしない
- 3. 家族が介護や育児でとても疲れていたり、高齢者や子どもの悪口を言っている
- 4. 介護や病気、育児について相談する人がいないようだ
- 5. 一人暮らしや高齢夫婦世帯で、最近、姿を見かけなくなった
- 6. 家を訪ねると家族に嫌がられたり、会わせてもらえない
- 7. 昼間でも雨戸がしまっている
- 8. 家の周囲にゴミが放置されたり、異臭がする
- 9. 郵便受けが新聞や手紙でいっぱいになっている
- 10. 家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする
- 11. 暑い日や寒い日、雨の日なのに高齢者や子どもが長時間外にいる
- 12. 高齢者や子どもが道路に座り込んだり、徘徊していることがある
- 13. 介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない
- 14. 高齢者や子どもの服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない
- 15. 最近、セールスや営業の車が来るようになった
- 16. 家族がいるのに、いつもコンビニなどで一人分のお弁当を買っている

『気づき』からはじまる第一歩

- 身近な人への気遣いや言葉かけ
- 専門家への紹介
- 周りの人へのあいさつ
- 異なる立場の人への思いやり



串間市
福祉事務所
医療介護課
串間市役所

☎72-0333

月～金（夜間および休日、祝日を除く）
午前8時半～午後5時15分

☎72-1111

夜間および休日、祝日